

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

笠岡市長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

新 規		変 更		種 別		標 識 番 号	笠岡市
				原動機付自転車	小型特殊自動車		
☐ 購入	☐ 所有者	☐ 第一種 一般原付(50CC 又は 0.6kW以下)	☐ 農耕作業用	納税義務発生 年 月 日		令和 年 月 日	
☐ 譲受け	☐ 使用者	☐ 第一種 一般原付(125CC かつ4.0kW以下) (新基準)一般原付(通常 ・ デザイン)	☐ その他 ()				
☐ 転入	☐ 住所	☐ 第一種 特定原付(0.6kW以下)	☐ 第二種 乙(90CC 又は 0.8kW以下) ☐ 第二種 甲(125CC 又は 1.0kW以下) ☐ ミニカー	旧 標 識 番 号			
☐ その他 ()	☐ 標識番号 ()	☐ その他 ()					
住所又は所在地 〒 □□□-□□□□				所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ()		
				主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入 2. ()		
所有者 (フリガナ)氏 名 又は 名 称 ----- 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 電話番号		住所又は所在地 〒 □□□-□□□□ □所有者と同じ		車 名	型式及び年式	原動機の型式番号	
				車 台 番 号	型 年 式	総排気量又は定格出力 CC kW	
使用者 (フリガナ)氏 名 又は 名 称 ----- 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 電話番号		住所又は所在地 〒 □□□-□□□□ □所有者と同じ		長 さ	幅	最高速度	最高出力
				cm	cm	km/h	kW
届 出 者 (フリガナ)氏 名 又は 名 称 ----- 電話番号		住所又は所在地 ----- 電話番号		販 譲 売 渡 証 明 書	上記 原動機付自転車 小型特殊自動車 ☐ 第一種 一般原付(50CC 又は 0.6kW以下) ☐ 農耕作業用 ☐ 第一種 一般原付(新基準)(125CC以下 かつ 4.0kW以下) ☐ その他 ☐ 第一種 特定原付(0.6kW以下) ☐ 第二種 乙(90CC 又は 0.8kW以下) ☐ 第二種 甲(125CC 又は 1.0kW以下) ☐ ミニカー を販売又は譲渡したことを証明します。 住所又は所在地 令和 年 月 日 氏名又は名称 電 話 番 号		
					本人確認 マイナンバーカード ・ 免許証 ・ 保険証 ・ ()		
		確認		入力			

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「納税（申告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 4 「納税（申告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、使用者欄の該当箇所にレを記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者の場合は、届出者欄の該当箇所にレを記入すること。
また、納税義務者以外の者である場合は記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6イ及びロに規定する要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。